

兵庫県公報

平成23年3月17日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（県民生活課）	8
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	9
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	15
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	19
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同）	19
○ 職員等の旅費に関する条例及び特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）	20
○ 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育課）	21
○ 認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例（児童課）	22
○ 兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（消費生活課）	22
○ 健康づくり推進条例（健康増進課）	23
○ 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（産業政策課）	27
○ 兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例（能力開発課）	27
○ 環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（水質課）	29
○ 臨港地区の区分内における構築物の規制に関する条例（港湾課）	30
○ 兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業庁総務課）	32
○ 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（企業庁水道課）	32
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	32
○ 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局教職員課）	34
○ 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	35
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（同）	35
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局特別支援教育課）	36

公布された法令のあらまし

●兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

行財政構造改革推進方策を踏まえ、効率的で質の高い管理運営を図るため、兵庫県立但馬文教府及び兵庫県立文化会館の管理を指定管理者に行わせることとし、所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立都市公園条例
- 6 兵庫県病院事業の設置等に関する条例

●兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、自動車税、鉾区税及び固定資産税に係る規定について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

知事及び教育委員会の事務部局、警察官以外の警察並びに企業庁の職員の定数を削減し、警察官及び病院局の職員の定数を増員することとした。

◎特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 給料月額の特例

給料月額は、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の15、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の10、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の7に相当する額を減じた額とする特例を、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に支給する給料について引き続き実施することとした。

2 期末手当の特例

(1) 期末手当の額は、知事にあつては100分の10、副知事にあつては100分の7、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の5、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の3に相当する額を減じた額とする特例を、平成23年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

(2) 期末手当基礎額の加算額に係る加算割合は、3分の2に相当する割合を減じた割合とする特例を、平成23年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

◎職員等の旅費に関する条例及び特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 職員等の旅費に関する条例の一部改正

- (1) 日額旅費を廃止することとした。
- (2) 内国旅行の旅費の額を300円（現行1,100円、733円又は550円）とすることとした。
- (3) 在勤地内旅行及び在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費の特例を廃止することとした。
- (4) 内国旅行における級の職務による区分を廃止することとした。
- (5) その他規定の整備を行うこととした。

2 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- (1) 内国旅行の旅費の額を300円（現行1,650円、1,100円又は825円）とすることとした。
- (2) その他規定の整備を行うこととした。

◎兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 行財政構造改革推進方策を踏まえ、大学の効率の運営を図るため、現在、神戸キャンパスに置く兵庫県立大学の管理に関する主たる機能を神戸学園都市キャンパスに移転することとした。
- 2 情報関連の教育・研究機能の集積と高度化を図るため、独立行政法人理化学研究所が次世代スーパーコンピュータを設置する施設の隣接地に新たに神戸ポートアイランドキャンパスを設置し、シミュレーションに関する技法を活用して、社会の諸課題の解決に貢献できる実践能力の高い研究者及び技術者の養成を行う大学院シミュレーション学研究科を同キャンパスに設置するとともに、情報科学技術の応用等に関する総合的な研究を推進する大学院応用情報科学研究科等を神戸キャンパスから神戸ポートアイランドキャンパスに移転することに伴い、神戸キャンパスを廃止することとした。
- 3 県内企業等の技術開発に対する支援を中心に取り組んできた産学連携センターについて、経営に対する支援を強化し、技術開発及び経営に対する支援を一体的に行うため、神戸に設置している産学連携センターとその支所である姫路産学連携センターを統合し、産学連携機構に改組することとした。

◎認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

保育所型認定こども園において、一定の要件を満たす場合に、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事の提供を行うことができる子どもの範囲に、満3歳以上の児童福祉法に規定する保育に欠ける幼児を追加することとした。

◎兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

県内の全ての市町に消費生活センターが設置され、消費生活に関する相談業務等が行われていることに鑑み、行財政構造改革推進方策を踏まえ、より効率的で効果的な消費者行政を推進するため、兵庫県立姫路生活科学センター、兵庫県立西播磨生活科学センター、兵庫県立但馬生活科学センター及び兵庫県立淡路生活科学センターを県民局県民室内の消費生活センターに改組することに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎健康づくり推進条例（条例第14号）

急速な高齢化の進展、疾病構造の変化その他の県民の健康を取り巻く環境の変化に伴い、健康づくりの重要性が増大していることに鑑み、健康づくりの推進を図るために必要な事項を定めることにより、県民生活の向上に寄与することを目的として、健康づくり推進条例を制定することとした。

1 健康づくり

- (1) 健康づくりは、県民が生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう心身の健康の増進を図るための取組であって、県民一人一人が、その年齢、性別、心身の状態等に応じて、生涯にわたり行うものでなければならないものとする。
- (2) 健康づくりは、県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることを踏まえ、社会の構成員が各々の役割を自覚するとともに、相互に協力することにより社会全体として推進されなければならないものとする。
- (3) 健康づくりは、保健、医療その他関連分野における専門的な知見に基づいて適切に推進されなければならないものとする。

2 県民の責務

- (1) 県民は、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組む等自らの状態に応じた健康づくりに努めなければならないものとする。
- (2) 県民は、定期的に健康診査、がん検診、歯科健診その他の健康診断を受けることにより自らの心身の状態を把握するよう努めなければならないものとする。
- (3) 県民は、身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受ける等必要に応じて健康づくり関係者（健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者をいう。以下同じ。）の支援を受けるよう努めなければならないものとする。

3 健康づくり関係者の責務

健康づくり関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを県民が適宜受けられるよう配慮しなければならないものとする。

4 事業者の責務

事業者（他人を使用して事業を行う者をいう。以下同じ。）は、健康づくりの推進に当たっては、その使用する者が健康づくりに取り組みやすい環境を整備しなければならないものとする。

5 市町の役割

市町は、その区域の特性を生かした健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

6 県の責務

県は、健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

7 連携及び協働

- (1) 県民は、家庭、学校、職域、地域その他のあらゆる場所とあらゆる機会において、他の県民に健康づくりを勧め、又は他の県民とともに健康づくりに取り組むよう努めなければならないものとする。
- (2) 健康づくり関係者、事業者、健康づくりを推進する活動を行う民間の団体及び市町（以下「健康づくり関係者等」という。）並びに県は、健康づくりに関する情報を共有する等相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に関する施策又は事業を実施することにより、健康づくりを推進しなければならないものとする。

8 基本計画

- (1) 知事は、健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 健康づくりを推進するための基本的な目標に関する事項
 - イ 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針
 - ウ 次に掲げる分野に関する事項
 - (イ) 生活習慣病、感染症その他の疾病（以下「生活習慣病等」という。）の健康づくり
 - (ロ) 歯及び口腔の健康づくり
 - (ハ) 心の健康づくり
 - (ニ) その他知事が必要と認める分野
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (3) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、健康づくり審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- (4) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。
- (5) (3)及び(4)は、基本計画の変更について準用するものとする。

9 実施計画

- (1) 知事は、基本計画に則して、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、心の健康づくりその他必要と認める分野について、健康づくりの推進に関する施策の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 健康づくりの推進に関し、各分野において達成すべき具体的な目標及びその時期に関する事項
 - イ アに掲げる目標を達成するために必要な健康づくりの推進に関する施策に関する事項
 - ウ アに掲げる目標を達成するために健康づくり関係者等が取り組むべき事項
 - エ アに掲げる目標を達成するために必要な県と健康づくり関係者等との連携及び協働に関する事項
 - オ 健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関する事項
 - カ 健康づくりの推進に関する施策に必要な調査に関する事項
 - キ 健康づくり関係者の資質の向上に関する事項
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項
- (3) 8(3)から(5)までは、実施計画の決定又は変更について準用するものとする。

10 生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策

県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他の生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 健康づくりの効果的な方法その他の生活習慣病等の予防に関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備に関すること。
- (4) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止に関すること。
- (5) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整に関すること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な施策

11 生活習慣病等の健康づくりの推進に関する事業の支援

県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 生活習慣病等の予防に関する情報の提供に関すること。
- (3) 生活習慣の改善を図るための環境の整備に関すること。
- (4) 予防接種、保健指導、健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な事業

12 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策

県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康の保持の重要性その他の歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 専門的な虫歯の予防方法その他の歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 生涯にわたる効果的な虫歯及び歯周病の予防の促進に関すること。
- (4) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (5) 医師と歯科医師が相互に連携した診療の促進に関すること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策

13 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事業の支援

県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) ふっ化物を用いること等による虫歯及び歯周病の予防に関すること。
- (4) 歯科保健指導、歯科健診その他の歯科保健事業に関すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な事業

14 心の健康づくりの推進に関する施策

県は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心の健康の保持における睡眠の重要性その他の心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康状態を把握する方法その他の心の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 乳幼児の養育を行う保護者その他の者に対する心の健康に係る相談に関すること。
- (4) 心の健康づくりに関する効果的な支援の方法の検討に関すること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な施策

15 心の健康づくりの推進に関する事業の支援

県は、心の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) 心の健康状態を把握する機会の提供に関すること。
- (4) 育児に係る相談、乳幼児の発達障害の早期発見に留意して行う健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 高齢者等が孤立することなく地域社会に参加することを促す活動その他の心の健康づくりに係る活動に関すること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な事業

16 健康づくり推進員

- (1) 知事は、健康づくり活動（7(1)の取組をいう。以下同じ。）に取り組む県民の中から、健康づくり活動の推進を図るため、健康づくり推進員を委嘱するものとする。
- (2) 健康づくり推進員は、率先して健康づくり活動に取り組むほか、健康づくりの推進に関する施策又は事業に必要な協力を行うものとする。

17 健康づくり推進期間

- (1) 県は、健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるとともに、県民に対し自ら健康づくりに取り組む意欲を促すため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間（(2)において「健康づくり推進期間」という。）を定めることができるものとする。
- (2) 県は、健康づくり推進期間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

18 情報提供等

県は、県民が身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受け、身体機能の維持若しくは回復をすることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

19 調査

県は、健康づくりの取組状況、がんその他の疾病の発生状況その他の状況及び実施計画の進捗状況を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

20 資質の向上

県は、健康づくり関係者の資質の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。

21 表彰等

知事は、県民、健康づくり関係者、事業者又は健康づくりを推進する活動を行う民間の団体の活動が健康づくりの推進に著しく貢献したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができるものとする。

22 財政上の措置

県は、健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

23 健康づくり審議会

- (1) 健康づくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、健康づくり審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。
- (2) 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。
 - ア 8(3)又は(5)(9(3)においてこれらを準用する場合を含む。)による基本計画又は実施計画の決定又は変更に関すること。
 - イ アに掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する重要事項に関すること。
- (3) 審議会は、健康づくりの推進に関して必要と認める事項について、知事に建議することができるものとする。
- (4) 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、がんの予防等に関する部会、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する部会その他の必要な部会を置くことができるものとする。
- (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

●産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の有効期限を平成26年3月31日まで延長することとした。

●兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例(条例第16号)

ものづくりに係る産業の発展に資するため、ものづくりを支える技術及び技能の教育を行うとともに、ものづくりの体験活動による職業教育等を行う総合的かつ体系的な人材育成の拠点として、次のとおり、兵庫県立ものづくり大学校(以下「大学校」という。)を置くこととした。

1 位置

大学校の位置は、姫路市市之郷とする。

2 業務等

- (1) 大学校は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ア 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)に規定する職業訓練等を行うこと。
 - イ ものづくりの体験活動を通じて、ものづくりへの理解を深める学習の機会を提供する事業を実施すること。
 - ウ ものづくりの伝統的な技能を有する者の後継者の育成に関する事業(法に規定する職業訓練等を除く。)を行うこと。
 - エ ものづくりを行う企業の専門人材の育成に関する事業(法に規定する職業訓練等を除く。)を行うこと。
 - オ ものづくりの技術及び技能の継承及び向上のための交流に関する事業を行うこと。
 - カ ものづくりに関する資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。
 - キ アからカまでのほか、大学校の目的を達成するために必要な業務
- (2) 知事は、大学校を、その目的を達成するために支障のない限り、その他の目的のための利用に供することができることとした。
- (3) (1)アの業務を行うため、大学校に、姫路職業能力開発校を置くこととした。
- (4) (1)イの業務を行うため、大学校に、ものづくり体験館を置くこととした。

3 授業料の徴収等

- (1) 県は、兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の定めるところにより、法に規定する職業訓練等を受ける者から授業料を徴収することとした。
- (2) (1)のほか、県は、2(1)ウからオまでの業務につき、その運営に関し必要な経費を勘案して規則で定めるところにより、授業料その他の料金を徴収することができるものとする。
- (3) 知事は、特別の理由があると認めるときは、(2)の授業料その他の料金の全部又は一部を免除することができることとした。

4 利用の許可及び使用料の納付等

- (1) 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、使用料を納めなければならないこととした。
- (2) 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができることとした。

(3) 既に納めた使用料は、返還しないものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができることとした。

5 許可の取消し

知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、4(1)の許可の全部又は一部を取り消すことができることとした。

- (1) 偽りその他不正の手段により4(1)の許可を受けたとき。
- (2) 大学校の設置の目的又は4(1)の許可を受けた利用の目的以外の目的に大学校の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 大学校の施設、設備若しくは展示品を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 大学校の管理者の指示に従わないとき。
- (5) (1)から(4)までのもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

6 原状回復の義務等

大学校を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備若しくは展示品を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならないこととした。

7 補則

この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関して必要な事項は、規則で定めることとした。

●環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

水質汚濁防止法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

●臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例（条例第18号）

県が管理する港湾については、これまで必要な港湾施設を整備するとともに、臨港地区を指定してきたが、当該港湾施設が老朽化し、また、指定した臨港地区内において、港湾の利用形態に適さない土地利用の状況が生じていることから、県が管理する港湾施設について、港湾の利用又は管理上必要な更新等を行うことと併せて、臨港地区の区域の見直しを行うこととし、指定した臨港地区内の秩序ある土地利用を図るため、分区を定めるとともに、各分区における建築物その他の構築物の建設等の規制に関して必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。

●兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

兵庫県水道用水供給事業について、人口減少社会の到来、節水意識及び節水機器の普及等により、今後大幅な需要の増加は見込めないことから、各受水団体の水需要の将来見通しを踏まえた事業計画に見直すことに伴い、その施設の1日の最大給水量を改める等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（条例第20号）

行財政構造改革推進方策の着実な執行により、兵庫県水道用水供給事業の経営改善が見込まれるため、平成23年度から平成27年度までの収支見込みに基づき、給水料金の見直しを行うこととした。

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 県が設置する病院について、兵庫県病院事業（以下「病院事業」という。）の管理者が一元的に経営することにより、その経営の効率化を図るとともに、より一層質の高い医療を提供するため、兵庫県立リハビリテーションセンターに設置する病院を病院事業の施設とすることとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 丹波地域において民間の鍼灸院が増加し、同地域における鍼灸の治療を提供する体制が整い、一定の東洋医学の普及が図られたことに鑑み、兵庫県立東洋医学研究所附属柏原鍼灸院を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

●教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

事務の簡素化及び効率化を図るため、市町立学校の県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定等に関する事務を新たに市町が処理することとした。

●兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

兵庫県立龍野実業高等学校については、県立高等学校教育改革第一次実施計画に基づき平成20年に新設した兵庫県立龍野北高等学校へ再編したことに伴い、生徒の募集を停止してきたが、平成23年3月には全ての生徒が在学しなくなることから、兵庫県立龍野実業高等学校を廃止することとした。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第24号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を257人増員することとした。

●兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 淡路地域の兵庫県立特別支援学校聴覚障害部門への入学を希望する児童生徒の減少を踏まえ、児童生徒の

障害の重度化、重複化及び多様化に対応するとともに、児童生徒が適正な規模の集団で教育が受けられるようにするため、兵庫県立淡路特別支援学校と兵庫県立淡路聴覚特別支援学校を発展的に統合することから、兵庫県立淡路特別支援学校を廃止し、兵庫県立淡路聴覚特別支援学校の名称を兵庫県立あわじ特別支援学校に変更することとした。

- 2 兵庫県立播磨特別支援学校については、播磨地域の兵庫県立知的障害特別支援学校高等部における生徒数の増加及び生徒の障害の多様化を踏まえ、生徒の障害の状態に応じた職業自立を支援するため、高等部のみを設置する学校に再編することから、全ての中学部の生徒が平成23年4月に高等部へ進学することに伴い、中学部を廃止することとした。

条 例

兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第5号

兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第100号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条の見出し中「及び使用料」を削り、同条第1項中「同表に定める使用料」を「当該施設の利用に係る料金」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用の許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) 文教府の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に文教府の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 文教府の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 文教府の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文教府の管理上支障があるとき。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(原状回復の義務等)

第6条 文教府の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、文教府の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる。

- 2 第4条に規定する料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。
- 4 指定管理者は、教育委員会の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

別表中「第5条」を「第4条、第7条」に改め、同表区分の款中「使用料」を「基準額」に改め、同表利便施設の款中「(一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みを

した者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)」を削る。

(兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条の見出し中「及び使用料」を削り、同条第1項中「同表に定める使用料」を「当該施設の利用に係る料金」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用の許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) 文化会館の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に文化会館の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 文化会館の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 文化会館の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があるとき。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(原状回復の義務等)

第6条 文化会館の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、文化会館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、教育委員会の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

別表中「第5条」を「第4条、第7条」に改め、同表西播磨文化会館の部区分の款中「使用料」を「基準額」に改め、同部団体で利用する場合の款備考の欄1中「の使用料については」を「を利用する場合で」に、「場合」を「とき」に改め、同部利便施設の款中「（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）」を削り、同表淡路文化会館の部区分の款中「使用料」を「基準額」に改め、同部団体で利用する場合の款備考の欄1中「の使用料については」を「を利用する場合で」に、「場合」を「とき」に改め、同部利便施設の款中「（一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額）」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第6号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の26の部(4)の款中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、「、ファインセラミックス製品製造」を削り、「製麺」を「製麺」に、「かわらぶき」を「瓦ぶき」に改め、「、漆器製造」を削る。

別表第4の2の部を次のように改める。

2 理容師法又は美容師法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 理容所又は美容所検査手数料	理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の検査又は美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査	16,000円
(2) 理容所又は美容所検査確認証再交付手数料	理容所又は美容所の検査確認証の再交付	1,000円

別表第4の15の部に次のように加える。

(5) 家畜商講習会修了証明書再交付手数料	家畜商講習会修了証明書の再交付	1,000円
-----------------------	-----------------	--------

別表第4の17の部に次のように加える。

(12) 漁業許可証書換え交付手数料	漁業許可証の書換え交付	1,000円
(13) 漁業許可証再交付手数料	漁業許可証の再交付	1,000円

別表第4の23の部に次のように加える。

(6) クリーニング所検査確認証再交付手数料	クリーニング所の検査確認証の再交付	1,000円
------------------------	-------------------	--------

別表第4の26の部(1)の款中「及び(3)の款」を「、(3)の款及び(7)の款」に改め、同部(7)の款を次のように改める。

(7) 毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票再交付手数料	政令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付	4,000円
-------------------------------	---	--------

別表第4の35の2の部を同表35の3の部とし、同表35の部の次に次の部を加える。

35の2 養ほう振興法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
転飼許可証再交付手数料	転飼許可証の再交付	1,000円

別表第4の51の部中(9)の款を(13)の款とし、(5)の款から(8)の款までを(9)の款から(12)の款までとし、同部中

(3) 一般廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料	法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	94,000円
(4) 一般廃棄物処理施設設置法人の合併又は分割認可申請手数料	法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	94,000円

を

(3) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定申請手数料	法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000円
(4) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定更新申請手数料	法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	20,000円
(5) 一般廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料	法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	94,000円
(6) 一般廃棄物処理施設設置法人の合併又は分割認可申請手数料	法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	94,000円
(7) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定申請手数料	法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000円
(8) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定更新申請手数料	法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	20,000円

に改める。

別表第4の63の部に次のように加える。

(5) 引取業者の登録通知書等書換え交付手数料	引取業者又はフロン類回収業者の登録通知書若しくは解体業又は破碎業の許可証（以下この部で「引取業者の登録通知書等」という。）の書換え交付	1,000円
(6) 引取業者の登録通知書等再交付手数料	引取業者の登録通知書等の再交付	1,000円

（兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第42号）の一部を次のよう

に改正する。

第4条中「別表」を「別表第1」に改める。

第8条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、「受けた者」の右に「又は別表第2に定める会館の施設を利用する者」を加え、同条第3項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改める。

別表中

特別会議室	A	1,900	3,200	3,700	5,000	5,700	7,000
	B	1,600	2,700	3,100	4,300	4,800	6,000

を

特別会議室	A	2,300	3,900	4,500	6,200	7,000	8,700
	B	1,900	3,200	3,700	5,000	5,700	7,000
	C	1,600	2,700	3,100	4,300	4,800	6,000

に、

小会議室	A	900	1,600	1,900	2,500	2,900	3,600
	B	900	1,300	1,600	2,200	2,400	3,100

を

小会議室	A	900	1,600	1,900	2,500	2,900	3,600
	B	900	1,300	1,600	2,200	2,400	3,100
多目的室		2,100	3,700	4,300	5,800	6,600	8,200

に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第8条関係）

区分	基準額		備考
	昼間	夜間	
駐車場	1台30分につき 150円	1台1時間につ き100円	1 「昼間」とは8時から20時までの時間をいい、「夜間」とは昼間以外の時間をいう。 2 昼間の駐車時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分とし、夜間の駐車時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。 3 1台1回につき1,500円を超えるときは、1,500円とする。 4 「1回」とは、連続した24時間以内の駐車をいい、駐車時間が24時間を超えるときは、24時間（24時間未満の端数があるときは、これを24時間とする。）ごとに1回の駐車とする。

(兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例(昭和51年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「に施設を利用させる」を「のために施設をその利用に供する」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 勤労者の福祉の増進等に寄与するために公共的団体の事務所として施設をその利用に供すること。

第3条第2項中「勤労者以外の者に利用させる」を「その目的以外の目的のための利用に供する」に改める。

別表中

「

特別会議室		9,200	14,800	13,500	24,000	28,300	37,500
会議室	A	3,200	5,000	4,600	8,200	9,600	12,800
	B	1,700	3,000	2,500	4,700	5,500	7,200
	C	1,500	2,600	2,400	4,100	5,000	6,500
	D	500	800	600	1,300	1,400	1,900

」

を

「

会議室	A	3,800	6,000	5,500	9,800	11,500	15,300
	B	3,200	5,000	4,600	8,200	9,600	12,800
	C	1,700	3,000	2,500	4,700	5,500	7,200
	D	1,500	2,600	2,400	4,100	5,000	6,500
	E	500	800	600	1,300	1,400	1,900

」

に、

「

音楽室		900	1,400	1,300	2,300	2,700	3,600
和室	A	900	1,700	1,500	2,600	3,200	4,100
	B	500	900	800	1,400	1,700	2,200

」

を

「

事務室	1平方メートル当たり1月につき800円の範囲内で規則で定める額
-----	---------------------------------

」

に改める。

(兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例(昭和51年兵庫県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1駐車場の款を削る。

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第5条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項ただし書中「が同表に掲げる運動施設を利用する場合の利用料金は無料とし、」を「並びに」に、「基準額は」を「基準額は、」に改める。

別表第3の1の部運動施設の款球技場の項及びローンボールスコートの項を削り、同部駐車場の款中「1

時間まで」を「30分まで」に改め、同部備考2中「、球技場」を削り、同表4の部運動施設の款及びばら園の款を削り、同部備考2から備考4までを削り、同部備考1中「野外ステージに係る」及び「又は2により算出したそれぞれの額」を削り、同部備考1を同部備考とし、同表5の部ウォーターランドの款基準額の欄を次のように改める。

200円(20人以上の団体で利用する場合は、160円)。
ただし、4歳未満の者が利用する場合は無料とし、
障害者が利用する場合は100円(20人以上の団体で
利用する場合は、80円)とする。

別表第3の5の部備考3中「1,250円」を「1,600円」に改め、同表11の部運動施設の款中

多目的グラウンド	スポーツに利用する場合	1ブロックにつき 1時間	500円
	スポーツ以外に利用する場合	1ブロックにつき 1回	8,400円

を

多目的グラウンド	スポーツに利用する場合		1ブロックにつき 1時間	500円
	スポーツ以外に利用する場合		1ブロックにつき 1回	8,400円
第2多目的グラウンド	スポーツに 利用する場 合	全面積を利用するとき。	1時間につき	2,000円
		2分の1以下の面積を利用するとき。	1時間につき	1,000円
		4分の1以下の面積を利用するとき。	1時間につき	500円
	スポーツ以外に利用する 場合	全面積を利用するとき。	1回につき	33,600円
		2分の1以下の面積を利用するとき。	1回につき	16,800円
		4分の1以下の面積を利用するとき。	1回につき	8,400円

に改める。

別表第3の11の部備考2中「又は多目的グラウンド」を「、多目的グラウンド又は第2多目的グラウンド」に改め、同表12の部グラウンドゴルフ場の款中「無料」を「180円」に改め、同部備考4中「3,100円」を「3,800円」に、「1,250円」を「1,600円」に、「19,000円」を「21,500円」に改める。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表粒子線治療料の款の次に次のように加える。

先進医療技術料	別に管理規程で定める額
---------	-------------

別表診断書、証明書その他これらに類する文書の料金の款中「4,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

施行する。

- (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の26の部(4)の款の改正規定 公布の日
- (2) 第5条中兵庫県立都市公園条例別表第3の11の部の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第7号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項及び第2項中「5,000円」を「2,000円」に改める。

第30条中「3万円」を「10万円」に改める。

第38条第3項中「第72条の49の8から第72条の49の10まで」を「第72条の49の12から第72条の49の14まで」に改める。

第40条第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に改める。

第41条の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「申告すべき」を「申告し、又は報告すべき」に、「申告しなかった」を「申告し、又は報告しなかった」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第43条中「3万円」を「10万円」に改める。

第44条の2第1項中「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める。

第54条中「3万円」を「10万円」に改める。

第59条の2第1項中「第73条の14第8項」を「第73条の14第6項」に改める。

第59条の5の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第1項を次のように改める。

知事は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の2第3項に規定する再開発会社(以下この項、第3項、第4項及び第6項において「再開発会社」という。)が同法第2条第1号に規定する第2種市街地再開発事業(以下この項、第3項及び第4項において「第2種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分(以下この項、第3項及び第4項において「建築施設の部分」という。)を取得した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日(第3項及び第4項において「建築工事の完了の公告があった日」という。)の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者(第2項、第4項及び第8項において「譲受け予定者」という。)が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第2種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設(以下この項、第3項及び第4項において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日(第3項及び第4項において「公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日」という。)の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

第59条の5第2項から第6項までを削り、同条第7項中「前各項」を「前項」に、「当該各項」を「同項」に改め、同項第5号中「当該組合員等に対する当該不動産の譲渡年月日又は」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の2項を加える。

3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から再開発会社が第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合にあっては建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産を取得した場合にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日までの期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税を徴収猶予するものとする。

4 前項の規定により徴収猶予の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に不動産を取得した日

から再開発会社が第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合にあっては建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産を取得した場合にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日までに、譲受け予定者若しくは国又は地方公共団体が取得することを証するに足りる書類を添付して、第53条第1項の規定によって当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の名称及び所在地
- (2) 取得した不動産が土地である場合には、土地の所在地、地番、地目及び地積
- (3) 取得した不動産が家屋である場合には、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 当該不動産の取得年月日
- (5) 当該譲受け予定者等の当該不動産の取得予定年月日

第59条の5第8項及び第9項を削り、同条第10項中「第8項」を「第3項」に、「第59条の5第8項」を「第59条の5第3項」に、「第59条の5第1項から第6項まで」を「第59条の5第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第11項中「第1項から第6項まで」を「第1項」に改め、「当該組合」及び「又は当該事業会社」を削り、同項を同条第6項とし、同条第12項を同条第7項とし、同条第13項中「第11項」を「第6項」に、「第1項から第6項まで」を「第1項」に改め、同項第5号中「当該組合員等に対する当該不動産の譲渡年月日又は」を削り、同項を同条第8項とする。

第59条の6を削る。

第59条の7第1項中「この条及び次条」を「この項及び第6項」に改め、同条第5項中「第59条の7第3項」を「第59条の6第3項」に、「第59条の7第1項」を「第59条の6第1項」に改め、同条を第59条の6とする。

第59条の8の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「、第4項」を「、第3項」に、「第59条の8第4項」を「第59条の7第3項」に、「第59条の8第1項又は第2項」を「第59条の7第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「又は第2項」及び「又は当該農地保有合理化法人等」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、「又は第2項」を削り、同項を同条第8項とし、同条を第59条の7とする。

第59条の9及び第59条の10を削る。

第62条中「3万円」を「10万円」に改める。

第68条中「1,504円」を「860円」に改める。

第68条の4第1項及び第4項中「次条第1項」を「第68条の5第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第68条の4の2 たばこ税の申告義務者で、前条第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかったものは、10万円以下の過料に処する。

第68条の5第1項中「前条第1項」を「第68条の4第1項」に改め、同条第2項中「前条」を「第68条の4」に改める。

第79条中「3万円」を「10万円」に改める。

第97条の次に次の1条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第97条の2 自動車取得税の納税義務者で、前条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかったものは、10万円以下の過料に処する。

第122条、第124条、第136条、第137条の2、第152条及び第155条中「3万円」を「10万円」に改める。

附則第6条第1項中「及び扶養親族」を「及び算定対象扶養親族（法附則第3条の3第4項に規定する算定対象扶養親族をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「又は扶養親族」を「又は算定対象扶養親族」に改め、同条第2項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改める。

附則第9条の5中「5,000円」を「2,000円」に改める。

附則第9条の7を附則第9条の8とし、附則第9条の6第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「すべて」を「全て」に、「2,000頭」を「1,500頭」に改め、同条第2項中「2,000頭」を「1,500頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「附則第9条の5」に改め、同条第3項中「第9条の6第2項」を「第9条の7第2項」に改め、同条を附則第9条の7とし、附則第9条の5の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第9条の6 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第18条の3第1項及び第2項並びに前条の規定の適用については、これらの規定中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令第 条で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

附則第10条を次のように改める。

第10条 削除

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

(対象保険年金に係る納税義務者等の個人の県民税の過誤納付金相当額の支給)

第10条の2 租税特別措置法第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金(以下この条において「対象保険年金」という。)に係る同項第2号に規定する保険金受取人等に該当する者のうち、対象保険年金に係る所得が生じた年(平成12年以降の年に限る。)の翌年の1月1日において第14条第1項第1号に掲げる者に該当していたもの又はその相続人(包括受遺者を含む。以下この条においてこれらを「対象保険年金に係る納税義務者等」という。)について、法第17条の5第4項又は地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第 号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法第17条の5第2項の規定により、当該対象保険年金の支払を受けた年の所得に対する個人の県民税の税額を減少させる賦課決定をすることができないときは、県は、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、これらの規定の適用がないものとして当該賦課決定を行うとすれば、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し還付することとなる過誤納金(当該過誤納金に加算することとなる還付加算金を含む。)に相当する額(次項において「過誤納金相当額」という。)を、当該対象保険年金に係る納税義務者等が当該還付を受けられないことについての不利益を補填するため、個人の県民税の過誤納金の還付の例により、支給することができる。

2 県は、市町が、個人の県民税の過誤納金の還付の例により、対象保険年金に係る納税義務者等に対して過誤納金相当額を支給したときは、当該市町に対して当該過誤納金相当額に相当する額を払い込むものとする。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第15条の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で政令第 条で定めるものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第48条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で政令第 条で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16に規定するものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。)にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17に規定するものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第 条に規定するものにつき1,200万円」とする。

附則第17条を次のように改める。

(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第17条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で政令第 条に規定するもの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第56条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(政令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この項、次項、第6項及び第57条第2項において「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第39条の2の4第2項に規定するものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第

1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令第 条で規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第 条で規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第21条中「716円」を「411円」に改める。

附則第21条の2中「以下この条」を「次条及び附則第21条の2の4」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、国が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線その他の地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっている路線として規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第91条の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

附則第35条第1項中「次項から第4項まで及び第6項」を「次項から第3項まで及び第5項」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第37条第2項中「第1号の2、第1号の3又は第2号」を「第2号又は第3号」に改める。

附則第39条第3項中「の現況により、解散をした法人については、精算中の各事業年度の終了の日」を削る。

（兵庫県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 兵庫県税条例の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項、第4項、第6項及び第11項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 兵庫県税条例の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中兵庫県税条例第30条、第41条、第43条、第54条、第62条及び第68条の4の改正規定、第68条の4の次に1条を加える改正規定、第68条の5及び第79条の改正規定、第97条の次に1条を加える改正規定並びに第122条、第124条、第136条、第137条の2、第152条及び第155条の改正規定 平成23年6月1日
 - (2) 第1条中兵庫県税条例第18条の3、第38条第3項、第40条第1項、第44条の2第1項及び附則第9条の5の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第9条の6の改正規定（同条第2項の改正規定（「前条」を「附則第9条の5」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定及び同条を附則第9条の7とする改正規定に限る。）、附則第9条の7を附則第9条の8とする改正規定並びに附則第10条の改正規定 平成24年1月1日
 - (3) 第1条中兵庫県税条例第68条及び附則第21条の改正規定 平成24年4月1日
 - (4) 第1条中兵庫県税条例附則第6条の改正規定及び附則第9条の6の改正規定（同条第2項の改正規定（「前条」を「附則第9条の5」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定及び同条を附則第9条の7とする改正規定を除く。） 平成25年1月1日
 - (5) 第1条中兵庫県税条例附則第15条の2の次に1条を加える改正規定、附則第17条の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号）の施行の日（県民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第6条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第18条の3並びに附則第9条の5及び第9条の6の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する改正後の条例第18条の3第1項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 4 改正後の条例附則第9条の7第1項及び第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第1条の規定による改正前の兵庫県税条例（以下「改正前の条例」という。）附則第9条の6第1

項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 平成23年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の条例第25条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る改正前の条例附則第10条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

6 改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

7 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

8 平成24年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

9 改正後の条例附則第21条の2第1項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

10 この条例（附則第1項各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第8号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

（兵庫県職員定数条例の一部改正）

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「7,243人」を「6,978人」に、「451人」を「444人」に、「12,732人」を「12,769人」に、「11,777人」を「11,819人」に、「955人」を「950人」に、「20,585人」を「20,350人」に改める。

（企業庁職員定数条例の一部改正）

第2条 企業庁職員定数条例（昭和41年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「191人」を「189人」に改める。

（兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正）

第3条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「5,071人」を「5,090人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第9号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成22年」を「平成23年」に改める。

附則第13項中「平成23年3月分」を「平成24年3月分」に改める。

附則第14項中「平成22年」を「平成23年」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成22年」を「平成23年」に改める。

附則第11項中「平成23年3月分」を「平成24年3月分」に改める。

附則第12項中「平成22年」を「平成23年」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



職員等の旅費に関する条例及び特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

職員等の旅費に関する条例及び特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の一部を次のように改正する。

本則(第2条第3項、第17条第3項並びに第24条第1号及び第2号を除く。)中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第3項を削る。

第6条中第13項を削り、第14項を第13項とする。

第17条第1項中「1,100円」を「300円」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第19条第1項中「別表第1の定額による」を「1夜につき2,200円とする」に改める。

第23条から第25条までを次のように改める。

第23条から第25条まで 削除

第32条第3項を次のように改める。

3 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行(公用の自動車、船舶等を利用するものに限る。)の場合における旅行諸費の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、前2項の規定にかかわらず、第1項の額の2分の1に相当する額に前項の実費額を加算した額による。

第32条に次の1項を加える。

4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

第36条第1項中「第6条第14項」を「第6条第13項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第18条、第20条、第21条関係)

内国旅行の旅費

(i) 宿泊料

甲地方	乙地方
1夜につき11,800円	1夜につき10,900円

備考 1 「甲地方」とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち人事委員会規

則で定める地域その他これらに準ずる地域で人事委員会規則で定めるものをいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(2) 移転料及び着後手当

区 分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上150キロメートル未満	鉄道150キロメートル以上200キロメートル未満	鉄道200キロメートル以上250キロメートル未満	鉄道250キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
移転料	107,000円	123,000円	135,800円	148,600円	161,400円	174,200円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
着 後 手 当	2日2夜分				3日3夜分			5日5夜分			

備考 路程の計算については、水路1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同表(1)の部鉄道賃の項、船賃の項及び車賃の項中「行政職給料表の特10級の職務にある者」を「職員等旅費条例第2条第1項第3号に規定する職員」に改め、同部旅行諸費（定額に係る部分を除く。）の項を次のように改める。

旅行諸費	職員等旅費条例第2条第1項第3号に規定する職員が職員等旅費条例の規定に基づいて受ける旅行諸費の額
------	--

別表第2(2)の部を次のように改める。

(2) 内国旅行の宿泊料及び食事料

宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
甲地方	乙地方	
16,500円	14,900円	3,300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例の一部改正)

3 市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第3項」を削り、「第23条第2項」を「第37条の2」に、「並びに」を「及び」に改める。



兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第11号

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第3条を次のように改める。

(本部の位置)

第3条 大学の本部の位置は、神戸市西区学園西町8丁目とする。

第5条第2項の表応用情報科学研究科の項中「東川崎町1丁目」を「港島南町7丁目」に改め、同項の次に次のように加える。

シミュレーション学研究科	神戸市中央区港島南町7丁目
--------------	---------------

第7条第2項中「中央区東川崎町1丁目」を「西区学園西町8丁目」に改め、同条第3項の表神戸学術情報館の項を削り、同表に次のように加える。

神戸ポートアイランド学術情報館	神戸市中央区港島南町7丁目
-----------------	---------------

第9条第2項中「中央区東川崎町1丁目」を「西区学園西町8丁目」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「産学連携センター」を「産学連携機構」に改め、同条第2項中「産学連携センター」を「産学連携機構」に、「神戸市中央区東川崎町1丁目」を「姫路市南駅前町」に改め、同条第3項を削る。

第11条第2項中「中央区東川崎町1丁目」を「西区学園西町8丁目」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定基準等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号ク中「提供は、」の右に「満3歳未満の」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第13号

兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名中「兵庫県立生活科学センター」を「兵庫県立生活科学総合センター」に改める。

第1条中「兵庫県立生活科学センター（以下「生活科学センター」を「兵庫県立生活科学総合センター（以下「総合センター」に改める。

第2条中「生活科学センターの名称及び」を「総合センターの」に、「次のとおり」を「神戸市中央区港島中町4丁目」に改め、同条の表を削る。

第3条第1項中「生活科学センターは」を「総合センターは」に改め、同項第2号中「講座の」を「講座を」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「生活科学センター」を「総合センター」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 科学的生活の推進等のために商品及び役務に関する試験及び調査を行うこと。
- (5) 科学的生活の推進等に関する試験及び研究のために施設を県民の利用に供すること。
- (6) 県民局等が行う消費者の利益の擁護及び増進のための相談その他の業務に係る支援及び連絡調整を行う

こと。

第3条第2項を削り、同条第3項中「生活科学センター」を「総合センター」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条中「生活科学センター」を「総合センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「拠点施設」を「拠点施設等」に改め、同条中「施設は」を「施設等は」に、「拠点施設」を「拠点施設等」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 県民局設置条例（平成12年兵庫県条例第5号）に規定する中播磨県民局に設置された中播磨地域生活創造情報プラザ



健康づくり推進条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第14号

健康づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 健康づくりの推進に関する施策

第1節 基本計画等（第8条・第9条）

第2節 生活習慣病等の健康づくり（第10条・第11条）

第3節 歯及び口腔の健康づくり（第12条・第13条）

第4節 心の健康づくり（第14条・第15条）

第5節 健康づくり推進員等（第16条—第22条）

第3章 健康づくり審議会（第23条）

附則

健康は、人の元気と安心の源であり、明るい暮らしと社会を築く礎であって、個人の取組と合わせて社会全体として健康づくりを推進することにより、増進すべきものである。

兵庫県では、県民一人一人が主体的に心身の健康づくりに取り組むことを推進するため、具体的な健康づくりの実践方法を示し、その実践を県民全体で取り組むための運動を進めるとともに、食生活を改善するための環境整備などに取り組んできた。

近年、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等県民の健康を取り巻く環境は、大きく変化し、健康づくりの重要性が増大している。

このような中で、県民一人一人が生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病、感染症その他の疾病の健康づくり、そしゃく機能の維持等のための歯及び口腔の健康づくり、さらには、心穏やかで充実した生活のための心の健康づくりに積極的に取り組む必要がある。

これらの健康づくりを進めるに当たっては、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組むとともに、健康診断等により疾病を早期に発見し、早期に治療を受けるほか、身体機能の維持又は回復に取り組むことが欠かせない。

さらに、健康づくりは、個々人の幸福を追求するものであるにとどまらず、一人一人の幸福が社会全体の幸福につながるものであることから、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる構成員が相互に連携して取り組む必要がある。

このような認識に基づき、健康づくりの推進を図るために必要な事項を定めることにより、県民生活の向上

に寄与することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

(健康づくり)

第1条 健康づくりは、県民が生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう心身の健康の増進を図るための取組であって、県民一人一人が、その年齢、性別、心身の状態等に応じて、生涯にわたり行うものでなければならない。

2 健康づくりは、県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることを踏まえ、社会の構成員が各々の役割を自覚するとともに、相互に協力することにより社会全体として推進されなければならない。

3 健康づくりは、保健、医療その他関連分野における専門的な知見に基づいて適切に推進されなければならない。

(県民の責務)

第2条 県民は、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組む等自らの状態に応じた健康づくりに努めなければならない。

2 県民は、定期的に健康診査、がん検診、歯科健診その他の健康診断を受けることにより自らの心身の状態を把握するよう努めなければならない。

3 県民は、身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受ける等必要に応じて健康づくり関係者（健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者をいう。以下同じ。）の支援を受けるよう努めなければならない。

(健康づくり関係者の責務)

第3条 健康づくり関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを県民が適宜受けられるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者（他人を使用して事業を行う者をいう。以下同じ。）は、健康づくりの推進に当たっては、その使用する者が健康づくりに取り組みやすい環境を整備しなければならない。

(市町の役割)

第5条 市町は、その区域の特性を生かした健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(連携及び協働)

第7条 県民は、家庭、学校、職域、地域その他のあらゆる場所とあらゆる機会において、他の県民に健康づくりを勧め、又は他の県民とともに健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

2 健康づくり関係者、事業者、健康づくりを推進する活動を行う民間の団体及び市町（以下「健康づくり関係者等」という。）並びに県は、健康づくりに関する情報を共有する等相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に関する施策又は事業を実施することにより、健康づくりを推進しなければならない。

第2章 健康づくりの推進に関する施策

第1節 基本計画等

(基本計画)

第8条 知事は、健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 健康づくりを推進するための基本的な目標に関する事項

(2) 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針

(3) 次に掲げる分野に関する事項

ア 生活習慣病、感染症その他の疾病（以下「生活習慣病等」という。）の健康づくり

イ 歯及び口腔の健康づくり

ウ 心の健康づくり

エ その他知事が必要と認める分野

(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、健康づくり審議会の意見を聴かなければならな

い。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施計画)

第9条 知事は、基本計画に則して、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、心の健康づくりその他必要と認める事項について、健康づくりの推進に関する施策の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 健康づくりの推進に関し、各分野において達成すべき具体的な目標及びその時期に関する事項
- (2) 前号に掲げる目標を達成するために必要な健康づくりの推進に関する施策に関する事項
- (3) 第1号に掲げる目標を達成するために健康づくり関係者等が取り組むべき事項
- (4) 第1号に掲げる目標を達成するために必要な県と健康づくり関係者等との連携及び協働に関する事項
- (5) 健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関する事項
- (6) 健康づくりの推進に関する施策に必要な調査に関する事項
- (7) 健康づくり関係者の資質の向上に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項

3 前条第3項から第5項までの規定は、実施計画の決定又は変更について準用する。

第2節 生活習慣病等の健康づくり

(生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策)

第10条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他の生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 健康づくりの効果的な方法その他の生活習慣病等の予防に関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備に関すること。
- (4) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止に関すること。
- (5) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(生活習慣病等の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第11条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 生活習慣病等の予防に関する情報の提供に関すること。
- (3) 生活習慣の改善を図るための環境の整備に関すること。
- (4) 予防接種、保健指導、健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第3節 歯及び口腔の健康づくり

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策)

第12条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康の保持の重要性その他の歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 専門的な虫歯の予防方法その他の歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 生涯にわたる効果的な虫歯及び歯周病の予防の促進に関すること。
- (4) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (5) 医師と歯科医師が相互に連携した診療の促進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第13条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) ふっ化物を用いること等による虫歯及び歯周病の予防に関すること。
- (4) 歯科保健指導、歯科健診その他の歯科保健事業に関すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第4節 心の健康づくり

(心の健康づくりの推進に関する施策)

第14条 県は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心の健康の保持における睡眠の重要性その他の心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康状態を把握する方法その他の心の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 乳幼児の養育を行う保護者その他の者に対する心の健康に係る相談に関すること。
- (4) 心の健康づくりに関する効果的な支援の方法の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(心の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第15条 県は、心の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) 心の健康状態を把握する機会の提供に関すること。
- (4) 育児に係る相談、乳幼児の発達障害の早期発見に留意して行う健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 高齢者等が孤立することなく地域社会に参加することを促す活動その他の心の健康づくりに係る活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第5節 健康づくり推進員等

(健康づくり推進員)

第16条 知事は、健康づくり活動（第7条第1項の活動をいう。以下この条において同じ。）に取り組む県民の中から、健康づくり活動の推進を図るため、健康づくり推進員を委嘱するものとする。

2 健康づくり推進員は、率先して健康づくり活動に取り組むほか、健康づくりの推進に関する施策又は事業に必要な協力を行うものとする。

(健康づくり推進期間)

第17条 県は、健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるとともに、県民に対し自ら健康づくりに取り組む意欲を促すため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間（次項において「健康づくり推進期間」という。）を定めることができる。

2 県は、健康づくり推進期間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(情報提供等)

第18条 県は、県民が身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受け、身体機能の維持若しくは回復をすることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査)

第19条 県は、健康づくりの取組状況、がんその他の疾病の発生状況その他の状況及び実施計画の進捗状況を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(資質の向上)

第20条 県は、健康づくり関係者の資質の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。

(表彰等)

第21条 知事は、県民、健康づくり関係者、事業者又は健康づくりを推進する活動を行う民間の団体の活動が

健康づくりの推進に著しく貢献したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

(財政上の措置)

第22条 県は、健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 健康づくり審議会

第23条 健康づくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、健康づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第8条第3項又は第5項(第9条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による基本計画又は実施計画の決定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、健康づくりの推進に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

4 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、がんの予防等に関する部会、歯及び口腔の健康づくりに関する部会その他の必要な部会を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表健康対策協議会の項を次のように改める。

健康づくり審議会	健康づくり推進条例(平成23年兵庫県条例第14号)による健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務
----------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第55号を次のように改める。

(55) 健康づくり審議会

別表第1健康対策協議会の項及び別表第2健康対策協議会の委員及び専門委員の項中「健康対策協議会」を「健康づくり審議会」に改める。



産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第15号

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(平成14年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項、第8条第2項及び第9条並びに附則第3項及び第4項中「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県立ものづくり大学の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第16号

兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 ものづくりに係る産業の発展に資するため、ものづくりを支える技術及び技能の教育を行うとともに、ものづくりの体験活動による職業教育等を行う総合的かつ体系的な人材育成の拠点として、兵庫県立ものづくり大学校（以下「大学校」という。）を置く。

(位置)

第2条 大学校の位置は、姫路市市之郷とする。

(業務等)

第3条 大学校は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項第1号に規定する職業訓練のほか、同条第2項に規定する援助、同条第4項各号に掲げる業務及び法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練（以下これらを「法に規定する職業訓練等」という。）を行うこと。
 - (2) ものづくりの体験活動を通じて、ものづくりへの理解を深める学習の機会を提供する事業を実施すること。
 - (3) ものづくりの伝統的な技能を有する者の後継者の育成に関する事業（法に規定する職業訓練等を除く。）を行うこと。
 - (4) ものづくりを行う企業の専門人材の育成に関する事業（法に規定する職業訓練等を除く。）を行うこと。
 - (5) ものづくりの技術及び技能の継承及び向上のための交流に関する事業を行うこと。
 - (6) ものづくりに関する資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、大学校の目的を達成するために必要な業務
- 2 知事は、大学校を、その目的を達成するために支障のない限り、その他の目的のための利用に供することができる。
- 3 第1項第1号に定める業務を行うため、大学校に、姫路職業能力開発校を置く。
- 4 第1項第2号に定める業務を行うため、大学校に、ものづくり体験館を置く。

(授業料の徴収等)

第4条 県は、兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例（昭和48年兵庫県条例第24号）の定めるところにより、法に規定する職業訓練等を受ける者から授業料を徴収する。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、前条第1項第3号から第5号までに定める業務につき、その運営に関し必要な経費を勘案して規則で定めるところにより、授業料その他の料金を徴収することができる。
- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の授業料その他の料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用の許可及び使用料の納付等)

第5条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 大学校の設置の目的又は前条第1項の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に大学校の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 大学校の施設、設備若しくは展示品を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 大学校の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第7条 大学校を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備若しくは展示品を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号及び第4項の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の一部改正)

2 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表兵庫県立姫路高等技術専門学院の項及び兵庫県立豊岡高等技術専門学院の項を次のように改める。

兵庫県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校	姫路市市之郷
兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校	豊岡市九日市上町

(兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際兵庫県立姫路高等技術専門学院又は兵庫県立豊岡高等技術専門学院において法に規定する職業訓練等を受けている者は、それぞれ兵庫県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校又は兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校において法に規定する職業訓練等を受ける者となる。

4 この条例の施行の日前に附則第2項の規定による改正前の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の規定によりなされた法に規定する職業訓練等、授業料の徴収その他の行為は、同項の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の規定によりなされた法に規定する職業訓練等、授業料の徴収その他の行為とみなす。

(兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(業務等)」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の6第1項第1号に規定する職業訓練のほか、同条第2項に規定する援助、同条第4項各号に掲げる業務及び法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練(以下これらを「法に規定する職業訓練等」という。)を行うこと。

第3条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中堅技術者養成のための教育訓練(法に規定する職業訓練等を除く。)を行うこと。

第3条に次の1項を加える。

2 前項第1号に定める業務を行うため、大学校に、豊岡職業能力開発校を置く。

第4条第1項を次のように改める。

県は、兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例(昭和48年兵庫県条例第24号)の定めるところにより、法に規定する職業訓練等を受ける者から授業料を徴収する。

第4条第2項を同条第3項に改め、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 県は、前条第1項第2号に定める教育訓練を受ける者から授業料を徴収する。

別表(第5条関係)

区分	使用料
駐車場	近傍同種の駐車場の料金等を勘案して規則で定める額
附属設備	近傍同種の施設の料金等を勘案して規則で定める額



環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第17号

環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。
第65条中「、シアン」を削り、「第2条第6項」を「第2条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日から施行する。



臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第18号

臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、県が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における港湾法（昭和25年法律第218号）第40条第1項及び第3項の規定に基づく建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関して必要な事項を定めるものとする。

（禁止構築物）

第2条 港湾法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める構築物以外の構築物（知事が同表の左欄に掲げる分区における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。）とする。

（補則）

第3条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第4条 港湾法第40条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 7月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に建設又は改築の工事中の構築物についての港湾法第40条第1項の規定の適用については、当該構築物は、既に建設され、又は改築されたものとみなす。

（分区の指定）

3 知事は、県が管理する港湾の臨港地区の分区について、港湾の整備及び利用の状況を踏まえ、この条例の施行の日以降、順次指定するものとする。

（分区の指定の際の適用関係）

4 港湾法第39条第1項の規定による分区の指定の際現に建設又は改築の工事中の構築物についての同法第40条第1項の規定の適用については、当該構築物は、既に建設され、又は改築されたものとみなす。

別表（第2条関係）

分 区	構 築 物
商港区	1 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）

	<ol style="list-style-type: none"> 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易に関連する事業及び海上運送又は港湾運送に附帯するサービスを提供する事業を行う者の事務所 3 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設 4 港湾の貨物に関連する卸売市場、トラックターミナルその他の流通業務施設 5 港湾の旅客又は貨物に関連する事業を行う者のためのガソリンスタンド 6 国又は地方公共団体の官公署の事務所
工業港区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設 2 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を行う者の工場（これに附属する研究施設を含む。）及び事務所 3 国又は地方公共団体の官公署の事務所
漁港区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設 2 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設並びに漁船の造船施設及び修理施設 3 漁具の補修又は保管に必要な施設 4 水産物の卸売市場、水産物の処理、保管又は荷さばきに必要な施設及び水産物の加工施設 5 漁業又はその関連事業を行う者及び漁業協同組合その他の漁業関係団体の事務所 6 漁業に関係する者のための共同利用施設 7 水産物（その加工物を含む。以下同じ。）を主たる原料又は材料とする料理を提供する飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。）及び水産物又は漁具の販売を主たる目的とする店舗 8 国又は地方公共団体の官公署の事務所
保安港区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設 2 危険物倉庫、危険物置場及び貯油施設 3 危険物を取り扱う事業を行う者の事務所 4 国又は地方公共団体の官公署の事務所
マリーナ港区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第9号及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設 2 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船その他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための艇庫、用具倉庫及び船舶上架施設 3 レクリエーション用船舶の利用者のためのクラブハウス、集会所及びスポーツ又はレクリエーション施設 4 レクリエーション用船舶の利用者のための飲食店（風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。）及び物品販売業を営む店舗 5 国又は地方公共団体の官公署の事務所
修景厚生港区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設 2 港湾その他の海事に関する博物館、展示施設、展望施設その他これらに類する施設 3 スポーツ又はレクリエーション施設

4	1から3までに掲げる施設の利用者のための飲食店（風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。）及び物品販売業を営む店舗
5	国又は地方公共団体の官公署の事務所



兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第19号

兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。
第2条第4項の表中「神崎郡市川町」を削り、「750,700立方メートル」を「480,400立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。



兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第20号

兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例

兵庫県水道用水供給条例（昭和54年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第5条第1号中「2,700円」を「3,600円」に、「21,100円」を「17,300円」に改める。
第12条中「行つて」を「行つて」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第21号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表に次のように加える。

兵庫県立リハビリテーション中央病院	神戸市西区曙町
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	たつの市新宮町光都1丁目

第2条第3項の表中「腎臓内科」を「腎臓内科」に、「乳腺外科」を「乳腺外科」に、「耳鼻咽喉科」を「耳鼻咽喉科」に、「血液・腫瘍内科」を「血液・腫瘍内科」に、「腫瘍内科」を「腫瘍内科」に改め、同表に次のように加える。

兵庫県立リハビリテーション中央病院	内科	内科 循環器内科 神経内科	520
	外科	整形外科	

	上記以外の診療科目	リウマチ科 小児科 神経小児科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 科 歯科	
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	内科	内科 循環器内科 神経内科	100
	外科	整形外科	
	上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 歯科	

第2条第7項中「、兵庫県立東洋医学研究所附属診療所及び兵庫県立東洋医学研究所附属柏原鍼灸院」を「及び兵庫県立東洋医学研究所附属診療所」に改め、同条第8項の表兵庫県立東洋医学研究所附属柏原鍼灸院の項を削る。

第3条第1項中「病院」の右に「(兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院を除く。)」を加え、同条第2項ただし書中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条の2の見出し中「兵庫県災害医療センター」を「兵庫県災害医療センター等」に改め、同条中「兵庫県災害医療センター」の右に「、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院」を、「をいう」の右に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の徴収等)

第4条の3 指定管理者は、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の利用につき、利用者から料金を徴収する。

2 前項の料金(次項及び第4項において「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 別表第2及び別表第3に掲げるもの以外のものにあつては、告示又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (2) 別表第2に掲げるものにあつては、同表に定める額
- (3) 別表第3に掲げるものにあつては、同表に定める額の範囲内で、指定管理者が管理者の承認を受けて定める額

4 指定管理者は、管理者の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

附則第3項中「別表入院時食事療養料の款」を「別表第1入院時食事療養料の款」に改める。

附則第4項中「別表告示に掲げるものの料金の款健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合の項」を「別表第1告示に掲げるものの料金の款健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合の項」に改める。

別表入院時食事療養料の款中「を含む」の右に「。別表第2において同じ」を加え、同表告示に掲げるものの料金の款中「を除く」の右に「。別表第3において同じ」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2(第4条の3関係)

種別		金額
入院時食事療養料		健康保険法第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
告示に掲げるものの料金	労災給付	兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定して得た額
告示その他の算定方法により算定し難い医療行為等の料金		実費

別表第3(第4条の3関係)

種別		金額

告示に掲げるものの料金	健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合	告示に掲げる点数1点につき20円をその単価として算定して得た額
	法令による検診	告示に掲げる点数1点につき10円で算定して得た額
	健康診断	告示に掲げる初診料点数1点につき10円で算定して得た額
	他の病院又は診療所からの文書による紹介のない場合に受けた初診に係る料金の加算	別に管理規程で定める額
特別病室の室料	A	1人1日 18,000円
	B	1人1日 10,000円
	C	1人1日 8,000円
診断書、証明書その他これらに類する文書の料金		15,000円の範囲内で管理規程で定める額

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例(昭和44年兵庫県条例第36号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項中2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、同条第2項の表リハビリテーションセンターの項中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、5を3とする。
第4条の見出し中「及び手数料」を削り、同条第3項を削る。
第4条の2第1項中「別表第1」を「別表」に改める。
第5条の見出し中「及び手数料」を削り、同条中「又は手数料」を削る。
第6条中「。以下同じ」を削る。
第7条を削り、第8条を第7条とする。
別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。



教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第22号

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第59号)の一部を次のように改正する。

本則の表中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、同表2の項中「4の項まで」を「この項から5の項まで」に、「3の項」を「4の項」に改め、同項を同表3の項とし、同表中1の項を2の項とし、事務の項の次に次のように加える。

1 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号。以下この項において「教育職員条例」という。)及び市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第46号。以下この項において「事務職員条例」という。)並びにこれらの条例の施行のための人事委員会規則に基づく県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、次に掲げるもの	各市町(神戸市を除く。)
--	--------------

<p>(1) 教育職員条例第18条第1項及び事務職員条例第2条において準用する職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第16条第1項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 教育職員条例及び事務職員条例の施行のための人事委員会規則の規定による事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</p>	
--	--

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行し、改正後の教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）本則の表1の項（扶養手当及び通勤手当に係る部分に限る。）の規定は、別に教育委員会規則で定める日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）若しくは改正後の条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に改正後の条例本則の表1の項の左欄に掲げる事務に係る公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）及び市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号）並びにこれらの条例の施行のための人事委員会規則（以下「教育職員条例等」という。）の規定により教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日若しくは適用日前に教育職員条例等の規定により教育委員会に対してなされた届出その他の行為で施行日又は適用日以後において同項の右欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日若しくは適用日以後における教育職員条例等の適用については、当該市町の教育委員会がした認定その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。



兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第23号

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中 「兵庫県立龍野高等学校 たつの市 を「兵庫県立龍野高等学校 たつの市」

兵庫県立龍野実業高等学校 たつの市

に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第24号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18,566人」を「18,516人」に、「10,283人」を「10,492人」に、「8,393人」を「8,365人」に、「3,368人」を「3,494人」に、「41,354人」を「41,611人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4月1日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第25号

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立淡路聴覚特別支援学校の項を削り、同表兵庫県立播磨特別支援学校の項を次のように改める。

兵庫県立播磨特別支援学校	たつの市	高等部
--------------	------	-----

別表兵庫県立淡路特別支援学校の項を次のように改める。

兵庫県立あわじ特別支援学校	洲本市	幼稚部 小学部 中学部 高等部
---------------	-----	--------------------------

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。